

統合に伴う指定学校変更等の取り扱いについて

統合に伴う指定学校の取り扱いについては、原則、以下のとおりとなります。

1 指定学校について

(1) 太平中学校の在校生、下北手中学校の在校生

指定学校は、現在通学している中学校となります。

(2) 現太平小学校6年生

- ・ 中学校入学時に、特例として城東中学校へ指定学校を変更することができます。
- ・ 太平中学校に入学した生徒は、令和4年度末まで同校へ通学することとなります。

(3) 現下北手小5、6年生

- ・ 中学校入学時に、特例として城東中学校へ指定学校を変更することができます。
- ・ 下北手中学校に入学した生徒は、令和5年度末まで同校へ通学することとなります。

2 指定学校変更等の手続き方法について

指定学校の変更等を希望する場合は、教育委員会から新中学校1年生に、例年12月頃に郵送する『入学期日および学校指定書』のハガキがご自宅に届き次第、教育委員会学事課において、所定の手続きが必要となります。

※ なお、スクールバスは、あくまでも統合後（太平地区は令和5年4月、下北手地区は令和6年4月）からの運行となるため、それ以前に指定学校を変更した場合の登下校については、保護者の責任において対応していただくこととなります。

3 その他

太平小学校の自然いっぱいオープンすくうる制度の利用者は、中学校入学時に、以下の4つから選択することができます。

- ・ 太平中学校への入学
- ・ 特例として城東中学校への指定学校変更
- ・ 居住地の学区の指定中学校への入学
- ・ 他のオープンすくうる対象中学校への変更